

国民年金と厚生年金の両方に 保険料を払ってききましたが…

問

大学卒業後、国民年金に加入して、実家の商売を手伝ってききましたが、三年前に商事会社に就職して厚生年金保険にも加入、今日まで両方の保険料を納めてきました。ところが最近、知人から異なる年金への重複加入はできないはずと言われました。本当でしょうか。

答

国民年金の被保険者(加入)になる資格は、国民年金法という法律で次のように定められています。「日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の者は国民年金の被保険者とする」ただし、厚生年金、船員保険、共済組合などの公的年金制度に加入している人は、その年金制度に

よって保護されていますので、国民年金の被保険者になることはできません。したがって、お問い合わせの場合も、現在は国民年金に加入する資格はありませんので、早急に市役所にその旨をお知らせください。被保険者の資格は、こうした場合のほか、死亡したときなどにも失われますので、市役所に届け出てください。

なお、あなたが重複納付した国民年金の保険料は市役所に還付請求することができますが、還付を受ける権利が発生してから二年を経過すると失われることになりま

重複加入はできません 早急に市役所へ届け出を

すから、早めにお申し出ください。
(当然加入と任意加入)

国民年金は、資格がある者が当然に加入しなければならない制度です。先ず挙げたような公的年金制度に加入している人や既に年金を受ける資格を持っている人とその配偶者、昼間部の学生などを除く満二十歳未満の人は、必ず加入しなければなりません。

ただし、ほかの年金制度から給付を受けられる人や他の公的年金に加入している配偶者など当然加入の対象にならない人でも、希望すれば被保険者になることができます。
(加入手続きと保険料)

国民年金に加入する場合は、市役所に届け出て手続きを行い、国民年金手帳を受け取ってください。被保険者は、決められた額の保険料を納める義務がありますが、生活保護を受けていたり、所得がないときなどは、納付が免除されます。

(八種類の給付)
給付される年金には、老齢年金、通算老齢年金、障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金、寡婦年金、死亡一時金の八種類があります。給付額は、保険料の納付期間などに応じて計算されますが、給付を受ける条件や給付時期など

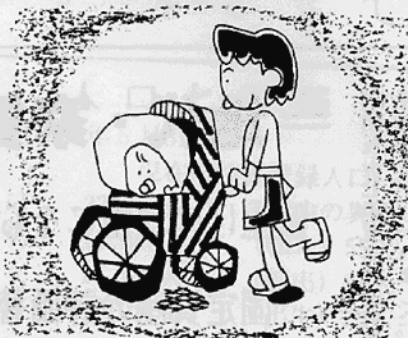
は、種類によって多少異なります。
(福祉年金)
以上、ご紹介したのは加入者が納めた保険料と国庫負担などで給付がまかなわれる拠出性年金ですが、国民年金にはもう一つ、給付の金額を国で負担する福祉年金(無拠出年金)があります。

この福祉年金は、その費用の金額が国の負担によって支給される年金であるため、限られた財源の中から効果的に福祉年金を支給するということから、恩給や厚生年金などをうけているときや、本人などにある程度の所得があるときは、福祉年金を遠慮してもらうことになっています。

“住みよいまち 明るいくらし”

あなたと
市政を結ぶ

市民相談室



住みよいまちづくりと明るいくらしのために、市民の皆さんの声を、「市民相談室」にお寄せください。
電話やお手紙でも結構です。相談室では、市政に対する要望・苦情のほか、身近かに起きた困り事など、どんなことでも、あなたの身になって取りあげ、より良い解決の方策をみつけます。
市政は市民みんなのもので、「市民相談室」を、お気軽にお訪ねください。

▽市民相談室 市役所市民課内
(本庁玄関を入ってすぐ)
☎ 五四一―一一内線二二六